

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

2024 年度派遣留学奨学生募集要項

【大学担当者用】

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の間や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2024 年 5 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日までの間に開始される、6 ヶ月又は 1 学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラム。ただし、文系学部および、文理融合型学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・ 在籍大学において単位が認定される旨（後に単位を互換するかは問いません）
- ・ 留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、次の条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2024 年 5 月時点において日本国内の大学に所属していること。
- ③ 留学開始時点において大学 2 年生以上の学部生であること。

※大学院に在籍する方はご応募頂けません。

- ④ 2024 年 5 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ⑤ 日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。
- ⑦ 財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。
- ⑧ 支援の対象が 1 つのプログラムのみであること。
- ⑨ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。

※プログラム参加目的が専門分野履修であればセメスター内の語学履修と並行して受講することは問題としない。

- ⑩ 専門職大学院への留学でないこと。
- ⑪ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等（在籍大学含む）から留学に関する奨学金を受給していないこと。
- ⑫ 在籍する大学での単位システムに換算してセメスターあたり6単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。
- ⑬ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。
- ⑭ 応募書類等、財団への提出書類は日本語で作成すること。但し、指導教員推薦書は除く。
- ⑮ 以下に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

		文系・文理融合学部	理系学部
学力基準	在籍する大学における成績係数（GPA）が3点満点としたとき 2.5 以上であること （※係数の算出については、学校独自の基準で結構です）		
語学力基準	Ⅰ.留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること * TOEFL MyBest scores の提出は可とします。 * 資格取得時期に対する制限はございません。		
	TOEFL PBT/ITP	500 以上	435 以上
	TOEFL iBT	70 以上	41 以上
	IELTS	5.5 以上	5.0 以上
	TOEIC/TOEIC IP	820 以上	650 以上
	実用英語技能検定	一級	一級
	Ⅱ.留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること		
	中国語	HSK5 級 180 点以上	HSK5 級 180 点以上
	ヨーロッパ言語参照（CEFR）	A2 以上	A2 以上
	韓国語	TOPIK5 級 190 点以上	TOPIK5 級 190 点以上
	Ⅲ.その他の言語の場合		
	留学先の使用言語の上記基準と同等程度の語学資格証明書と、その資格証明書に関する使用言語に関する専門家（語学担当教授、大学での語学講師等）の証明書を提出することができる者。		
※語学以外の資格は記載しないでください			
※「Ⅲ.その他の言語の場合」、語学資格証明書のご提出が出来兼ねる場合には、財団までご連絡ください			

4. 奨学金

① 支給額

支援内容	留学先国・地域	支給金額
奨学金(月額)	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除外国は除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	200,000 円
	アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	150,000 円
留学一時金	アジア地域(シンガポールを含む)	150,000 円
	その他の地域	250,000 円

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備等留学にかかる費用にご使用ください。

※留学一時金の支給は、初回奨学金と一括でお振込みいたします。

- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で留学プログラム期間内の現地授業開始日から期末テスト終了日までの期間とします。

ただし、留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の支援金を支給いたしません。

- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌 2 ヶ月間で支給すべき額を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振込みます。

5. 年間募集人数

700 名

6. 募集期間（大学→財団）

第一回募集

対象留学プログラム：2024 年 5 月 1 日(水)～2024 年 11 月 30 日(土)に現地授業開始

受付期間：2024 年 1 月 4 日(木)～2024 年 1 月 25 日(木)（当日消印有効）

第二回募集

対象留学プログラム：2024 年 12 月 1 日(日)～2025 年 4 月 30 日(水)に現地授業開始

受付期間：2024 年 7 月 1 日(月)～2024 年 7 月 31 日(水)（当日消印有効）

※学生の皆様の締切日は、上記と異なります。

在籍する大学（部局・留学担当課等）へご確認ください。

7. 応募方法

大学は期間内に応募希望者の申請書類一式を提出すること。学生個人から財団への直接申請は受理できかねますのでご了承ください。

①申請書 ※所定様式あり ※語学能力証明書添付欄あり

②誓約書 ※所定様式あり

③指導教員推薦書 ※厳封 ※所定様式あり

④在籍証明書

⑤学業成績証明書

※編入生の方は編入前の成績証明書もあわせて提出してください。

⑥現在履修中の授業科目がわかる書類（A 4 用紙サイズ 1 枚でお願いします。なお、大学の証明印等は不要です）

※休学中の場合：休学期間とその理由を記載し提出してください。

⑦使用言語に関する専門家の証明書 ※所定様式あり

（3.応募資格⑤語学基準において「その他の言語」に該当する場合のみ提出が必要）

⑧ボランティア参加経験のある方はその証明書の写し（証明書の発行は任意なので、発行出来なくても問題ございません）

⑨チェックシート ※所定用紙あり（大学事務担当者様にご準備をお願いいたします）

【大学事務担当者様へ】

応募希望大学は事前登録が必要となります。

弊財団へ下記のメール件名にて登録の連絡をいただいた後、申請書類一式の提出方法をご案内いたします。第一回募集・第二回募集それぞれに対し登録が必要です。

メール件名：2024 年度奨学生第●回募集_応募登録[▲▲大学]

メール本文：大学名・担当者名・連絡先のメールアドレスと電話番号を記載

登録担当者様におかれましては書類の取り纏め、申請書類一式の PDF データ変換、提出、選考中・選考後の財団とのやりとり等、大学側管理のもとご協力いただきますようお願いいたします。

8. 選考及び結果発表

【第一回募集】

- ・ 第一次選考（書類審査）

選考結果は 2024 年 3 月中旬に在籍大学宛にメール通知します。

- ・ 第二次選考（面接審査）

面接審査は次のいずれか1日に兵庫県内またはオンラインにて実施します。

2024年3月下旬

※課題審査に変更の可能性あり

※面接形態については、コロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します。

【第二回募集】

- ・ 第一次選考（書類審査）

選考結果は 2024 年 9 月中旬に在籍大学宛に通知します。

- ・ 第二次選考（面接審査）※課題審査に変更の可能性あり

面接審査は兵庫県内またはオンラインにて実施します。

日程については決定次第公開予定

9. 報告書

支援終了から 4 ヶ月以内に、派遣留学報告書（様式指定）を在籍する大学へ提出していただきます。提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

理由なく報告書の提出がない場合、支給した奨学金の返金を求める場合があります。

10.各種申請書類

財団のホームページまたは、QR コードからダウンロードしてください。

URL : <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>



11. 選考、審査及び採否結果にかかる注意事項

- ① 選考、審査に係る問合せ及び採否結果の理由については一切お答えできません。
- ② 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。
- ③ 審査結果は、在籍大学を通じて応募者へ通知します。
- ④ 面接審査(第二次選考)は、書類審査通過者を対象に実施します。面接審査の日時は、書類審査結果通知時にお知らせします。指定の日時に受験してください。
- ⑤ 面接審査は対面、もしくはオンラインにて実施を予定しています。審査にかかる交通費は自己負担となります。

12. 留意事項

- (1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

- ① 申請書類に虚偽があった場合。
- ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
- ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
- ④ 学業成績が不良の場合。
- ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
- ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
- ⑧ 報告書の提出が無い場合。
- ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。

- (2) 選考を通過した時点で、在籍する大学の留学生担当課宛に「内定通知書」をメールにてお送りいたします。

その後、留学先大学の「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写し・アカデミックカレンダー・大学事務担当者様作成の「期間確認書」・「奨学金振込口座届」を財団にご提出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より在籍する大学の留学生担当課宛に「決定通知書」をメール添付にてお送りいたします。

留学開始日までに上記「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出いただけない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

- (3) 申請書に記載のない大学への変更については、認められません。
- (4) 留学終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。

13. その他の事項

- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。
- ・申請書類は記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。

14. 個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた個人情報につきましては、本事業実施のために利用いたします。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用いたしません。また、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

※本件にかかる照会については、大学事務担当者様から問い合わせ願います。

大学事務担当者様以外からの照会につきましては回答いたしませんのでご注意ください。

《応募資料送付先及び問い合わせ先》

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 125 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団 事務局

TEL: 079-457-5075 FAX: 079-457-5002

E-mail : info@kobebussan.or.jp

《学生の皆さまへ》

- ◆学生から財団へ直接の問い合わせ(メール・電話)は受付しておりません。
- ◆在籍大学留学窓口を経由してご連絡くださいますようお願い申し上げます。